



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 則久 芳行
(コード番号 1821 東証第一部)
問合せ先 総務・法務部長 阿部 譲
(TEL 03-4582-3022)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 再生可能エネルギーによる発電事業への取組みに対応するため、現行定款第 2 条に「2. 変更の内容」に記載のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、現行定款第 4 条の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (19) (条文省略) (新 設)</p> <p>(20) 前各号に付帯関連する事業</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (19) (現行どおり)</p> <p>(20) <u>再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売</u></p> <p>(21) 前各号に付帯関連する事業</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上